

令和5年度 第1回

高知地方労働審議会

令和5年11月22日
高知県建設会館

高知労働局

令和5年度第1回 高知地方労働審議会 会議次第

令和5年11月22日（水）
高知県建設会館4階ホール

1 開会

2 高知労働局長あいさつ

3 議事

(1) 高知地方労働審議会の組織・運営等について

- ① 委員・事務局の紹介
- ② 会長選出・会長あいさつ
- ③ 会長代理の指名
- ④ 部会に属する委員の指名

(2) 労働行政の運営状況について

(3) その他

4 閉会

第12期 令和5年度第1回 高知地方労働審議会 資料

令和5年11月22日(水) 9時30分～12時

高知県建設会館 4階ホール

ひと、暮らし、みらいのために



高知労働局 web サイト及びソーシャルメディア

高知労働局ホームページ



<https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/home.html>

高知労働局公式YouTube



https://www.youtube.com/channel/UC4_BaBMJCGvTngtpcjZrkkQ

高知労働局公式Instagram



kochi_hellowork

ひと、暮らし、みらいのために



目次

- 1 令和5年度高知労働局行政運営方針…………… (1頁)
- 2 雇用環境・均等担当部署…………… (2～4頁)
- 3 労働基準担当部署…………… (5～9頁)
- 4 職業安定担当部署…………… (10～18頁)
- 5 労働保険適用徴収担当部署…………… (19頁)
- 6 新型コロナウイルス感染症への取組…………… (20頁)
- 7 厚生労働大臣認定企業一覧…………… (21頁)

労働行政を取り巻く情勢

整備新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた総合労働行政機関としての施策の推進等

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

個人の主体的なキャリア形成の促進

- 個人の主体的なキャリア形成の促進

安心して挑戦できる労働市場の創造

- 労働市場の強化・見える化
- 賃金上昇を伴う労働移動の支援
- 継続的なキャリアサポート・就職支援

多様な人材の活躍促進

- 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進
- 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等
- 新規学卒者等への就職支援
- 就職氷河期世代の活躍支援
- 高齢者の就労・社会参加の促進
- 障害者の就労促進
- 外国人に対する支援

多様な選択を力強く支える環境整備

- 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- 安全で健康に働くことができる環境づくり

第1 女性の活躍推進等

1 男女の賃金の差異の情報公表

令和4年7月8日の女性活躍推進法に関する制度改正により、情報公表項目に追加され、常時雇用する労働者が301人以上の一般事業主に義務付けられた「男女の賃金の差異の公表」について、対象事業主に対し適切な情報公表を指導するとともに、女性の活躍推進企業データベースの活用を促した。

対象企業56社のうち、44社が情報公表済み。

2 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」

えるぼし認定

女性活躍促進法にかかると一般事業主行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍促進に関する取組の実施状況等が優良な事業主を認定。認定の段階は、「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」を満たした数に応じて「1つ星」から「3つ星」まで3段階あり。

認定マークを使用し「女性の活躍を推進している企業」であることをPRできる。
(女性活躍推進法第9条)

プラチナえるぼし認定

えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施の状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。

(女性活躍推進法第12条)

【えるぼし認定企業数】8社
※令和5年度上期 3社認定

【プラチナえるぼし認定企業数】1社



下半期の取組

男女の賃金の差異の情報公表及び「えるぼし認定」制度について、あらゆる機会をとらえて周知を図る。

第2 仕事と家庭の両立支援対策の推進

1 育児休業取得状況の公表

育児・介護休業法の改正により、令和5年4月1日から育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられた従業員1000人超の対象事業主に対し、適切な情報公表を指導するとともに、併せて厚生労働省運営のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することを促した。

1000人超の対象企業9社すべてが情報公表済み。

2 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出義務のある常用労働者数101人以上の事業主に対し届出等の徹底を図っている。

また、様々な機会を捉えて、認定マーク「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」の認定取得促進を図っている。

【くるみん認定企業数】25社
※令和5年度上期 1社認定



【プラチナくるみん認定企業数】3社 「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」

3 不妊治療と仕事の両立支援

不妊治療と仕事の両立については、社会の関心も高く、不妊治療を受けやすい職場環境の整備が求められていることから、両立について職場における理解を促し、不妊治療を受けやすい休暇制度導入等を事業主に働きかけている。



両立サポートハンドブック



職場づくりのためのマニュアル

下半期の取組

改正育児・介護休業法及び「くるみん認定」制度について、あらゆる機会をとらえて周知を図る。

第3 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

同一労働・同一賃金の遵守の徹底に向けた取組

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、あらゆる機会を通じ、パートタイム・有期雇用労働法の周知を図っている。

また、関係機関と連携しながら、企業に対し、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収を実施することにより、通常の労働者との間で就業の実態に応じた「均等・均衡待遇」の確保を指導している。

指導実施件数

	令和5年9月末	令和4年度
男女雇用機会均等法	19社	71社
育児・介護休業法	59社	112社
パートタイム・有期雇用労働法	67社	83社

下半期の取組

引き続き、あらゆる機会をとらえて、同一労働同一賃金の考え方等、法の周知を図るとともに、積極的に企業に対する報告徴収を実施し、法の着実な履行を指導していく。



パゆうちゃん

(パートタイム・有期雇用労働法キャラクター)

第4 労働環境の整備

1 働き方改革実現に向けた取組

(1) 働き方改革の着実な定着

管内企業における働き方改革の取組を推進させるために、労働局、労働基準監督署、公共職業安定所が一体となって取り組んでいる。

また、企業訪問、説明会等により、年次有給休暇取得促進や勤務間インターバルの導入促進等について好事例を紹介し、周知啓発を行っている。

(2) 中小企業・小規模事業者に対する支援

「高知県働き方改革推進支援センター」（労働局の委託事業）では、地域の関係機関と連携を図り、「個別訪問支援」や「出張相談」、「セミナー」等のメニューにより、働き方改革に取り組む中小企業等を支援している。

上半期の取組

- 働き方・休み方改善コンサルタント：24件
- 報告徴収等企業訪問：74社

下半期の取組

報告徴収時や、働き方・休み方改善コンサルタントによる企業訪問時等のあらゆる機会をとらえ、周知啓発を実施する。

- 働き方・休み方ワークショップ
(12月15日：参加30社予定)
- 高知県働き方改革推進会議

第5 総合的ハラスメント対策の一体的実施

総合的なハラスメント防止対策の周知徹底

各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント）について、企業に対して法に基づく防止対策を徹底するよう指導等を行っている。

- ・企業訪問時等に「職場でのハラスメント防止措置」について説明
- ・関係機関でのハラスメント防止セミナーを実施（通年）

指導実施件数	令和5年9月末	令和4年度
労働施策総合推進法 （令和4年度より全企業対象）	68社	70社



上半期の取組

周知啓発活動、訪問指導等を実施

- ・業界団体への要請
- ・個別企業担当者へ要請
- ・セミナー実施
（高知県人権擁護委員会等）

下半期の取組

引き続き、ハラスメント防止措置の実施について、周知・指導等を行う。また、高知県と連携してカスハラポスターを作成し、周知を図る。

第6 個別労働紛争の解決制度に関する施行状況

1 総合労働相談の実施

県内5か所の総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる分野の相談に対応を行っている。

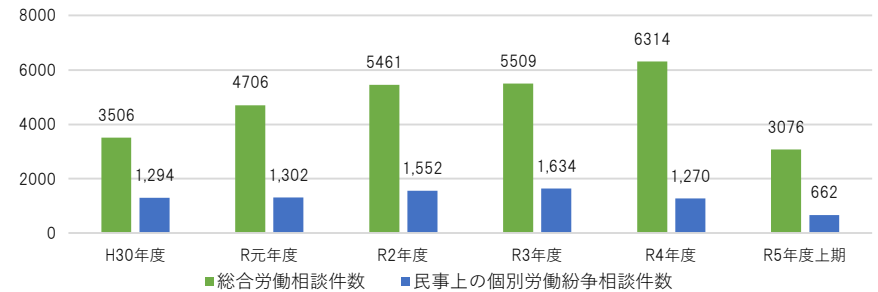
2 助言・指導及びあっせんの実施

相談者の意向や紛争の実情等を踏まえて、「労働局長による助言・指導」や「紛争調整委員会によるあっせん」を実施して適正かつ迅速に紛争の解決を促進している。

－ 令和5年度上期状況 －

総合労働相談件数	3,076件（前年度比 4.2%減）
うち、民事上の個別労働紛争相談件数	662件（同 1.8%減）
助言・指導申出件数	9件（同 43.8%減）
あっせん申請件数	6件（同 25.0%減）

相談件数の推移



下半期の取組

総合労働相談コーナー及び個別労働紛争解決制度の周知を図るとともに、的確な対応、個別労働関係紛争の円滑・迅速な解決を図るため、関係機関・団体と引き続き連携を図る。

1 労働者が安心して働くことのできる労働条件の確保

(1) 労働時間の縮減等に取り組む事業者等への支援

・労働時間の縮減等に取り組む事業場への支援を目的として、高知県内の全ての監督署に設置している「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催等を通じ、改正労働基準法等の趣旨や内容の理解の促進に努め、事業場における自主的な改善が図られるよう、丁寧な相談・支援を実施している。

(2) 時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への支援

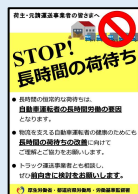
・労働時間等の法制度に関する周知と労働時間短縮等に向けた各種支援について解説する説明会を開催している。
・適用猶予事業・業種への支援策等を掲載している特設サイト(はたらきかたススム)について幅広い周知に努めている。

	令和5年4月～9月(実績)	令和5年度全体
説明会実施回数	28回	合計64回(予定)

(※1) 医師については、高知県医療勤務環境改善センター等と連携し、宿日直許可申請等に関する相談に懇切丁寧に対応。

(※3) 建設業については、発注者向けの説明会を開催する予定。

(※2) 自動車運送業については、改正改善基準告示を周知するとともに、トラック運送業については、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないための配慮を要請。



＜団扇を作成し、地域のイベントで配布＞



(3) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止に係る監督指導

・各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を実施している。

＜1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対する監督指導の実施状況＞

	令和5年4月～9月	令和4年度
実施件数	37件	70件
違反率	73.0%	77.1%

(4) 長時間労働につながる取引環境の見直し

・監督指導等において把握した「しわ寄せ」に係る情報について、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省への通報を確実に行うこととし、「しわ寄せ」防止総合対策を推進している。

(5) 賃金引上げに向けた環境整備

・地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、企業が参考となる地域の平均的な賃金や好事例等の資料を提供するなど、賃金引上げに向けた環境整備等について働きかけを実施している。

下半期の取組

- 労働時間の縮減等に取り組む事業場への支援
- 時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への支援
- 長時間労働につながる取引環境の見直し
- 賃金引上げに向けた環境整備

年度を通じて
継続して実施

3 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止に係る監督指導

・時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対し、重点的に監督指導を実施する。

・11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、①過重労働解消相談ダイヤル、②重点監督、③使用者団体や労働組合への協力要請、④ベストプラクティス企業との意見交換等、過重労働解消に向けた集中的な取組を行う。

＜労働局長による使用者団体や労働組合への協力要請＞

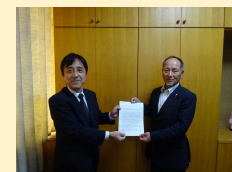
高知県経営者協会



高知県商工会議所連合会



高知県商工会連合会



高知県中小企業団体中央会



日本労働組合総連合会高知県連合会



(1) 労働災害発生状況

(令和4年の状況)

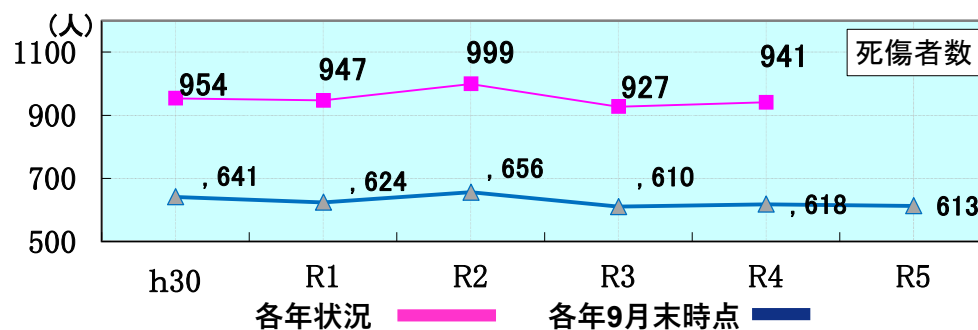
- ・死亡災害は、前年と同じ7人であった。
- ・休業4日以上災害(以下「休業災害」という)は増減を繰り返しており、県内の労働人口の高年齢化を背景に高年齢者の労働災害の割合が高まっている。

(令和5年9月末現在の状況)

- ・令和5年の労働災害発生状況についてみると、前年同期に比べ休業災害は減少傾向(新型コロナ除く)。
 - 死亡災害:7人 前年に比べ1人増加
 - 休業災害:613人 前年比5人減少(業務上のコロナ感染を除く)
- ・業種別の労働災害発生状況について
 - ①死亡災害:製造業3人、運輸業2人、商業1人、警備業1人
 - ②休業災害:建設業で減少傾向にある。
- ・高年齢労働者の労働災害発生状況について
 - 過去5年の死傷災害は50歳以上で48.1%、転倒災害は50歳以上で72.7%を占めている。

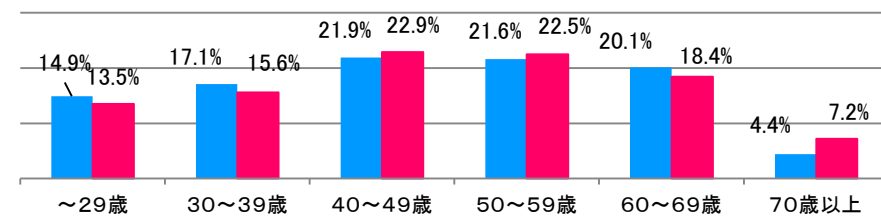


各年の労働災害発生状況

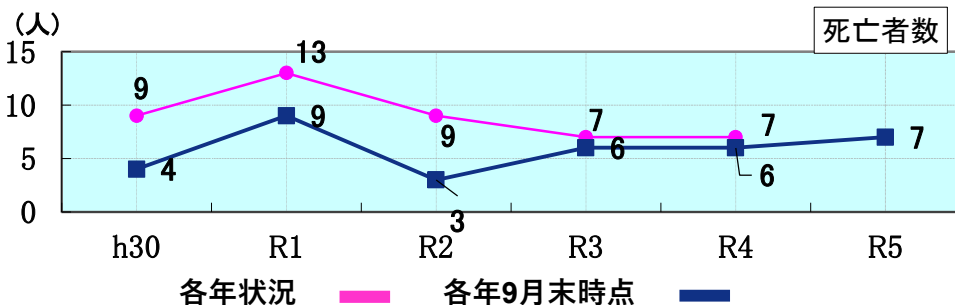
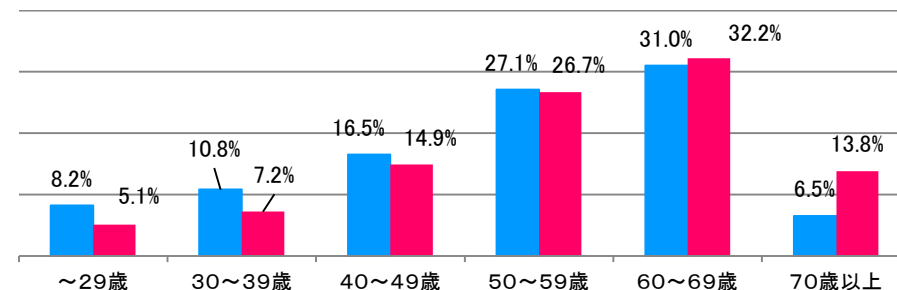


12次防期間 (2013-2017) 13次防期間 (2018-2022年)

年齢別の死傷者数 (12次防 ■ 13次防 ■)



年齢別の転倒災害の状況 (12次防 ■ 13次防 ■)



※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

[出典: 労働者死傷病報告]

2 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備(2/2)

(2)高知労働局第14次労働災害防止計画(14次防)の取り組み

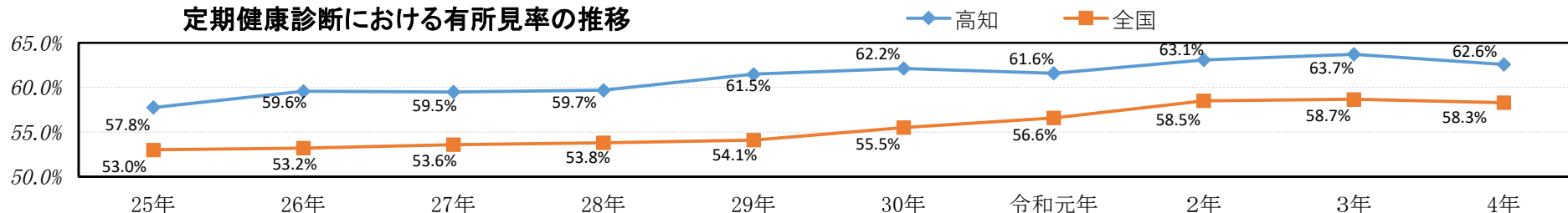
- ①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ②労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④業種別の労働災害防止対策の推進(建設業・製造業・林業・陸上貨物運送事業)
- ⑤労働者の健康確保対策の推進(メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動)
- ⑥化学物質等による健康障害防止対策の推進(化学物質、石綿、熱中症)
- ⑦交通労働災害防止対策の推進
- ⑧外国人労働者の労働災害防止対策の推進
- ⑨個人事業者等に対する安全衛生対策の推進



(3)「Safe Work KOCHI」の周知

- ・14次防の推進にあたっては、労働災害防止団体、業界団体、各事業場等に対し「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに災害防止対策に取り組む。
- ・「ストップ熱中症クールワークキャンペーン」「STOP! 転倒災害プロジェクト」「全国安全週間(7月)及び全国労働衛生週間(10月)準備説明会」「労働局長による現場パトロール」、各種災害防止協議会やあらゆる機会を通じ周知広報を実施し、災害防止活動の促進を図る。

定期健康診断における有所見率の推移



下半期の取組

1 全国労働衛生週間(10月)

- ・全国労働衛生週間準備説明会において、災害防止団体、業界団体、各事業場に対し14次防、健康確保対策(化学物質規制、石綿ばく露防止対策)の周知を図る。

2 高知県産業安全衛生大会

- ・安全衛生活動の活動実績等において他の事業場の模範となる事業場等に対し、高知労働局長表彰を授与し、自発的な安全衛生対策に取り組むための意識啓発を行う。

3 業種別の災害防止対策

- (1)建設業
 - ・死亡・重篤な災害が発生するおそれがあるため、年末年始に建設現場に対して集中的な指導を実施する。
 - ・発注者(国土交通省)の安全協議会、建設業協会の安全衛生講習会等において14次防及び労働災害防止の周知啓発を図る。
- (2)林業
 - ・四国森林管理局と合同パトロールを実施し、林業災害防止のための周知啓発、情報発信を行う。
- (3)第三次産業
 - ・介護施設及び小売業について、SAFE協議会を開催し、災害防止対策の事例収集及び水平展開を図る。

4 その他

- ・各種会議や研修会、労働基準監督署が実施する個別指導等において、14次防の取り組み、事業場での実施について周知啓発を行う。
- ・高知労働局で実施する各種イベントや取り組み等を、記者クラブで実施する定例記者会見において積極的に周知広報を行い、安全確保・健康確保対策の推進を図る。

3 最低賃金制度の適切な運営

(1) 高知県最低賃金(令和5年度改正、令和5年10月8日発効)

・時間額 897円(44円引上げ)

(2) 高知県最低賃金及び業務改善助成金の周知・広報

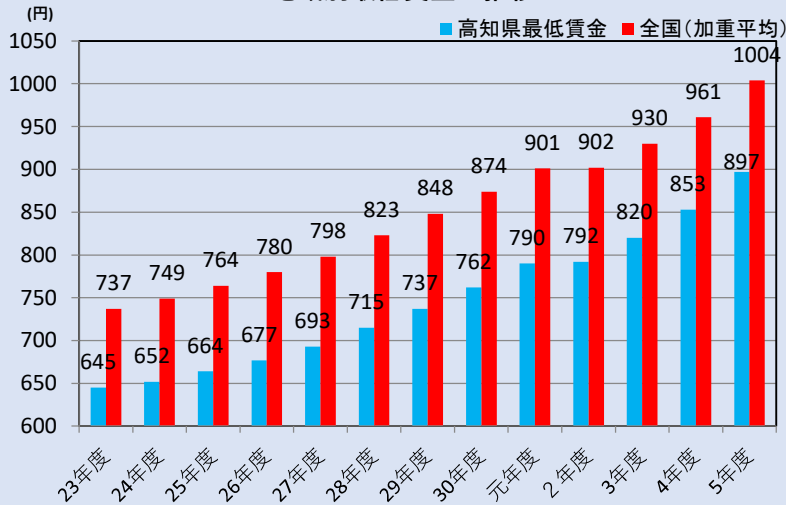
- ① 労働局及び監督署幹部が事業者団体を訪問し、最低賃金の周知及び各種支援策の利用及び活用の促進に関する要請を実施。
- ② 事業者団体が行う説明会等において労働局から最低賃金額及び各種支援策の周知を実施。
- ③ 労働基準監督署が行う各種説明会、個別の訪問支援等を通じて、最低賃金額及び各種支援策の周知を実施。
- ④ 自治体や事業者団体にリーフレット・ポスターを配布するとともに広報誌・HP掲載依頼。

業務改善助成金の申請受付及び交付件数

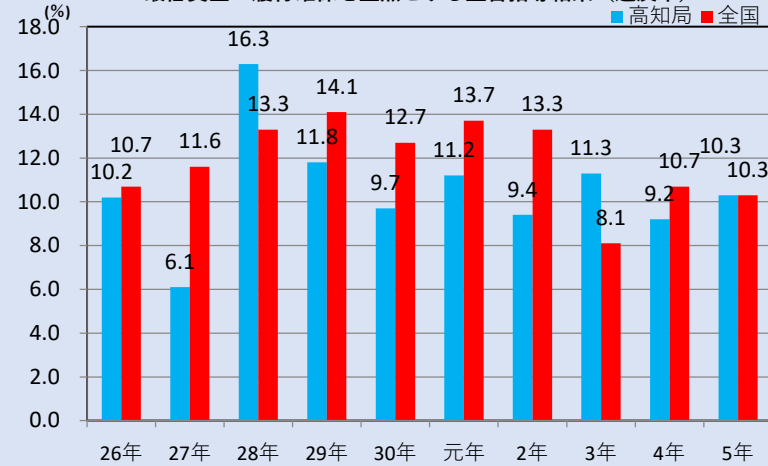
年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度(9月末時点)	
	申請	交付決定	申請	交付決定	申請	交付決定
件数	18	14	43	37	135	69
交付金額	8,605,000		29,019,000		63,612,000 交付決定金額	



地域別最低賃金の推移



最低賃金の履行確保を重点とする監督指導結果(違反率)



下半期の取組

1 高知県最低賃金及び各種支援策の周知・広報

- ・令和5年9月8日から10月31日までの間を「最低賃金・業務改善助成金周知強化期間」と定め集中的な取組を行う。
- ・高知県最低賃金の周知・広報のため、県内全自治体広報媒体(34件)への掲載率94%を目指し、積極的な掲載依頼を実施する。

2 最低賃金履行確保監督の適切な実施

- ・管内状況及び各種の調査結果を踏まえ、的確に対象事業場を選定するとともに、監督指導を実施する。

4 労災保険給付の迅速・適正な処理

脳・心臓疾患及び精神障害事案の迅速・適正な処理

・脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案については、調査計画を策定した上で、引き続き関係部署との連携を図り、効率的・効果的な調査を実施し、認定基準に基づいた迅速かつ適正な認定を実施

下半期の取組

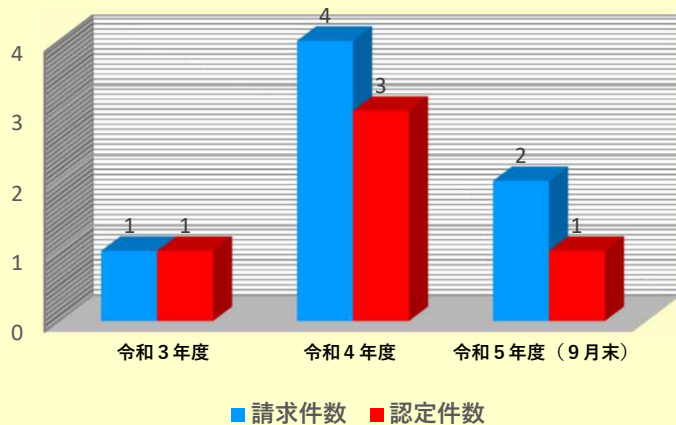
1 メンタルヘルス対策

・精神障害等に係る労災支給決定があった事業場、新たに精神事案に係る労災請求事案を発生させた事業場であって、メンタルヘルス対策の取組が不十分であると考えられる事業場等に対する個別指導を実施する。また、パワハラによる支給決定事案は雇用環境・均等室に情報提供を行う。

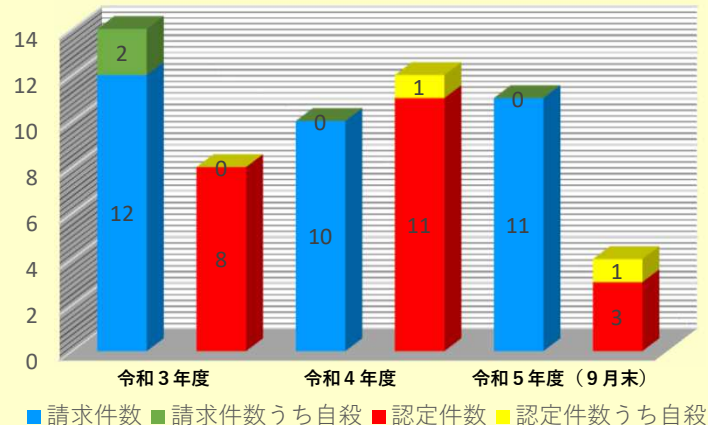
2 心理的負荷による精神障害の認定基準改正

・労災指定医療機関等の関係機関への周知を図る。また、迅速・適正な処理に向け全ての労災担当職員に対する業務研修を実施する。

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況



事業主・労働者の皆さま

精神障害の労災認定基準を改正しました

改正に関する3つのポイントを紹介いたします

2023年9月に、精神障害の労災認定基準を改正しました。このリーフレットでは、改正に関する3つのポイントを紹介しています。ご不明な点は、最寄りの窓口までご相談ください。

1. 業務による心理的負荷(ストレス)評価表を見直しました

■ 具体的な出来事を追加し、類似性の高い具体的な出来事の評価を行いました。

追加	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた 感染症等の発生や事故の危険性が高い業務に従事した
----	--

統合	転勤・配置転換等があった	など
----	--------------	----

■ 心理的負荷の強度が「軽」「中」「強」となる具体例を拡充しました。

- ・パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことなどを明記しました。
- ・一部の心理的負荷の強度しが具体例が示されていない具体的な出来事について、他の強度の具体例を明記しました。

2. 業務外で既に発症していた精神障害の悪化について労災認定できる範囲を見直しました

変更前	悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」(特に強い心理的負荷となる出来事)がなければ業務と悪化との間の因果関係を認められなかった
-----	---

変更後	悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したと医学的に判断されるときには、業務と悪化との間の因果関係が認められる
-----	--

※補償・補償等を見直ししました。

の収集方法を見直しました

とする範囲等を見直したことで、

労災決定までの期間を短縮できる事案が増加します。

精神障害の認定のための要件はこれまでと変更ありません。

【認定要件】

①認定基準の対象となる精神障害を発病していること

②認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること

③業務以外の心理的負荷や個体的要因により発病したとは認められないこと

1 雇用の維持を図る事業主の支援及び労働者の雇用環境の整備を図る事業主の支援の進捗状況等

■ 雇用調整助成金等の不正受給対策

雇用調整助成金のコロナ特例措置等が終了し、全国で多くの不正受給案件が明らかとなるなか、不正受給の調査を積極的に行うとともに、公表対象外要件の一つである自主申告制度の周知を図った。

* 不正受給件数(令和5年9月30日現在)
11件 返還命令金額 152,127千円

【雇用調整助成金等の支給状況】
(令和2年2月14日～令和5年9月30日現在)

- ・雇用調整助成金
支給決定件数 22,155件
支給金額 14,843,498千円
- ・緊急雇用安定助成金
支給決定件数 7,344件
支給金額 1,283,185千円



■ 人材開発支援助成金の取扱状況

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成するもの。

新規事業の立ち上げ、デジタル人材の育成を支援するため、令和4年12月2日に改正し、支援内容を拡充している。

- 「人への投資促進コース」の拡充
(高度デジタル人材訓練、定額制訓練等の助成率の引上げ)
- 「事業展開等リスクリング支援コース」の創設
(新規事業の立ち上げ、新商品開発やデジタル化等に関する訓練経費を助成)

【計画届受理件数】(令和5年9月30日現在)

- ◆人への投資促進コース 6件 人数 375人
- ◆事業展開等リスクリング支援コース 15件 人数 34人

■ キャリアアップ助成金における新コースの創設

令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、いわゆる「年収の壁」への対応が示され、9月27日に当面の対応策として「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定され、106万円の壁への対応として、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設し、令和5年10月20日より実施。

従来のキャリアアップ助成金は6コースであり、そのうち社会保険適用を促進する「短時間労働者労働時間延長コース」が実施されてきたが、新たな「社会保険適用時処遇改善コース」も、基本的には短時間労働者に対し、賃上げや労働時間延長等により収入を増加させ、年収の壁を意識せずに働き続けることができる取組を行った事業主に対し助成を行う。

労働者の種類	賃上げ率	1人につき最大支給額
4時間以上	—	30万円
3時間以上	5%以上	30万円
2時間以上	5%以上	
3時間以上	5%以上	30万円
2時間以上	5%以上	
3時間以上	1.5%以上	10万円
2時間以上	1.5%以上	

下半期の取組

- 雇用調整助成金等の不正受給対策
 - ・引き続き、必要に応じ捜査機関等との連携を図りながら不正受給の積極的な調査を行うとともに、自主申告に該当しない場合は事業所名等を積極的に公表していく。また、悪質な場合には刑事告訴も行う。
- 人材開発支援助成金、キャリアアップ助成金を活用した人材育成の促進
 - ・社員の人材育成を行う事業主や、非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を検討する事業主だけでなく、広く事業主団体等に対し、積極的に制度の周知を行い、助成金の利用勧奨を行う。

2 キャリアコンサルティング機能の強化とオンラインの推進による職業紹介業務の充実

令和5年度 職業紹介業務取扱状況(4-9月)(全数)

■ハローワークの職業紹介業務のオンライン化・デジタル化の推進

・求人者・求職者マイページ開設と利用を促進するとともに、オンライン職業相談を推進する。また、SNS(高知労働局YouTubeチャンネル、高知労働局Instagram)・HPを活用した情報発信の強化等により、求職者のニーズに応じて柔軟に求職活動ができるようオンラインサービスを推進。

■求職者に対する就職支援の更なる強化

・ハローワークの支援が必要な求職者への予約制・担当者制による職業相談のほか、職務経歴書等の添削・作成指導、面接対策など、きめ細かな支援を実施
・就職氷河期世代窓口、マザーズコーナー、人材確保コーナー、生涯現役窓口などの専門窓口において、専門相談員による伴走型の就職支援を実施。

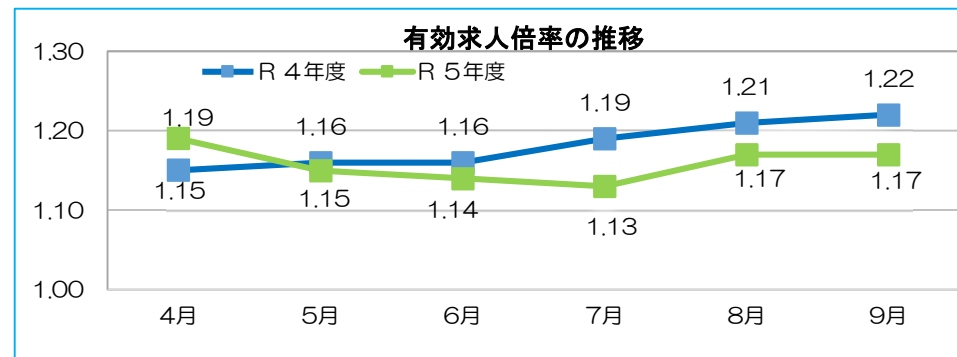
■求人者に対する充足支援の更なる強化

・求職者にアピールできる魅力ある求人票とするため、求人者ニーズ等の情報収集・蓄積、応募しやすい求人条件の設定の助言、分かりやすく充実した記載内容となるよう、求人コンサルティングを実施。
・早期に求人を充足させるため、職業相談窓口と連携し、収集した求人票以上の情報を活用し、適合する求職者への求人票の提供など能動的なマッチング支援を実施。

県内企業において業種を問わず人手不足が深刻化している中、ハローワークでは求人者マイページを活用した迅速な求人受理および充足支援を行うとともに、求職者に対しても求職者マイページを活用した情報提供等を行うなど、オンラインサービスを通じて積極的にマッチング支援を実施し、課題解決に向けた取り組みを推進。

	目標	実績値	達成率	前年同期	前年同期比
新規求職者数	32,329	16,645	51.5%	16,312	2.0%
就職件数	11,440	5,297	46.3%	5,322	▲0.5%
就職率(%)	35.4%	31.8%	▲3.6P	32.6%	▲0.8P
新規求人数	68,502	32,001	46.7%	32,980	▲3.0%
充足数	11,280	5,179	45.9%	5,293	▲2.2%
充足率(%)	16.5%	16.2%	▲0.3P	16.0%	0.2P

雇用保険受給者取扱状況(4-9月)	令和5年度	令和4年度	前年同期比
受給資格決定件数	5,107	4,973	2.7%
受給者実人員(月平均)	2,832	2,817	0.5%
就職件数	1,609	1,532	5.0%
再就職手当支給人員	1,453	1,316	10.4%
早期再就職件数(8月末現在)	1,474	1,378	7.0%



令和5年度 ハローワーク評価主要指標	年度目標数	実績値(4-9月)	進捗割合
就職件数	11,440件以上	5,297件	46.3%
求人充足数	11,280件以上	5,179件	45.9%
雇用保険受給者の早期再就職件数(4-8月)	3,088件以上	1,474件	47.7%

下半期の取組

○求人者・求職者に対するマッチング支援の推進

・就職支援策として、求人・求職者マイページを活用したオンライン求職登録、オンラインハローワーク紹介、オンライン職業相談の実施等によりハローワークの支援サービスの活用を促進し、支援が必要な求職者に予約制・担当者制による職業相談を実施するなど必要なサービスを確実に提供する。

・求人確保策として、県内ハローワークを利用する求職者に紹介できる求人の確保を図るため、求職者ニーズを踏まえた求人や、人手不足が懸念される業種の求人を中心に、事業所訪問をするなど積極的な求人開拓に取り組むとともに、確保した求人への早期の充足支援に取り組む。

■医療・福祉等の人材不足分野への重点支援

- 医療、介護、保育、建設、運輸、警備等の雇用吸収力の高い分野については、ハローワーク高知内に設置する「人材確保コーナー」を中心に、求人者・求職者双方のニーズを踏まえたマッチング支援や業界団体等と連携したセミナーや施設見学会、面接会等を開催。
- 各分野における潜在的求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等、能動的なマッチング支援を実施。
- タクシー業界との連携による乗車体験を含む「タクシードライバーの仕事を知るセミナー」を開催（令和5年9月）。
- 運輸業界との連携による大型トラック（12t）等の試乗を含むトラックドライバーのミニ就職・相談会を開催（令和5年10月）。

令和5年度ハローワーク評価重点指標	目標数	実績値 (4-9月)	進捗割合
人材不足分野の就職件数	3,146件以上	1,549件	49.2%



下半期の取組

- 医療・福祉分野をはじめとする人手不足分野の人材確保支援について、「人材確保コーナー」を中心に求人者・求職者双方の状況を踏まえた着実なマッチングを実施する。
- 面接会や各種セミナー等、業界団体との連携により、業界の理解促進・魅力発信に係るイベントを積極的に実施する。
- 11月11日の「介護の日」に合わせ、その前後2週間を「福祉人材確保重点実施期間」として、労働局及びハローワークが関係機関と連携し、県内の4カ所においてマッチングイベントを集中的に実施する。
- 「高知労働局Instagram」を活用し、人手不足分野の魅力発信を強化する。
- 介護労働安定センター高知支部と連携した雇用管理改善支援の実施する。
- 高知県ナースセンター運営協議会への参加。
- 高知県・高知市・四万十市との雇用対策協定に基づく連携協力を図る。
- 「バスドライバーの仕事を知るセミナー」や「ホテル・旅館の仕事を知るセミナー」等の参加者募集にかかる周知広報 など実施する。



面接会、各種セミナー等を積極的に実施するとともに、求職者のニーズに応じてオンライン職業相談、電話相談等を実施



3 業種・職種を越えた再就職等の促進

(1) 地域の実情や人材ニーズを踏まえた適切な訓練実施計画の策定

- 高知県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部と緊密な連携を図り、地域の求人・求職者ニーズを踏まえた公的職業訓練の訓練実施計画を策定するために「高知県地域職業能力開発促進協議会」を開催。

(2) ハورتレーニング(公的職業訓練)によるスキルアップ及び再就職支援

① ハورتレーニングへの適切な受講あっせん

- 職業訓練の受講を希望する者のなかで、再就職のためにスキルアップが必要な者、職業訓練の受講により再就職の可能性が高まる者にキャリア・コンサルティングを行うなど、適切な職業訓練受講への誘導を実施。



公的職業訓練における受講申込状況

	公共職業訓練	求職者支援訓練	合計
令和5年度(4月～9月)	567	170	737
対前年同期比	▲6.9%	1.1%	▲5.2%

② 職業訓練受講者に対する的確な支援による早期再就職の実現

- 職業訓練受講中から担当者制等による就職支援を行い、職業訓練修了までに就職内定が見込まれない者については、修了後もハローワークに確実に誘導のうえ、雇用保険適用となる安定した就職ができるよう支援を実施。

令和5年度ハローワーク 評価重点指標	目標数	実績値 (4-9月)	進捗割合
公的職業訓練の修了 3か月後の就職件数	613件以上	411件	67.0%

下半期の取組

○ハورتレーニングの積極的な周知広報の実施

- 職業相談時におけるコース案内等を活用した周知及び訓練申込みへの誘導
- ハローワーク未利用者に対する関係機関と連携した広報の展開及びSNS等を活用した制度案内、訓練コースを周知する。

○訓練受講者への就職支援の強化

- 訓練受講中から、求人情報の提供及びハローワークの利用勧奨を行うとともに、積極的な職業相談、職業紹介を実施する。
- 公共職業訓練(委託訓練)受講者のうち、訓練修了1か月前の就職未内定者に対するハローワークへの確実な誘導の徹底を行う。

4 新規学卒者、非正規雇用労働者等への就職支援

(1) 新規学校卒業予定者等に対する就職支援

① 新規高等学校卒業予定者に対する就職支援

- 各ハローワークにおいて、管内の高校等と連携し、就職準備相談、模擬面接、事業所見学への同行等の就職支援を実施。

【令和5年9月末現在】

	① 卒業予定者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率(倍) (④/②)	⑥ 就職内定率 (③/②)
令和6年3月卒	5,714	801	413	1,793	2.24	51.6%
前年比	0.7%	▲0.1%	11.3%	1.2%	0.03P	5.3P

② 新規大学等卒業予定者に対する就職支援

- ハローワーク高知新卒応援ハローワークにおける、担当者制による個別支援のほか、計画的に大学のキャリアセンター等を訪問し、職業意識啓発やセミナー等を実施。
- 高知県との連携による合同就職面接会を実施し、学生等に中小企業を中心とした求人事業主との面接機会の提供と就職の促進。



【令和5年9月末現在】

	① 卒業予定者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率(倍) (④/②)	⑥ 就職内定率 (③/②)
令和6年3月卒	2,166	1,475	—	39,883	27.04	—
前年比	▲4.8%	▲9.0%	—	21.7%	6.81P	—

下半期の取組

○未内定学生・生徒への就職支援

- 学校と連携し、早期に内定が得られるよう「あきらめさせない」ための個別支援を行うとともに、企業説明会や面接会を引き続き実施する。

○若者雇用促進法の周知

- 青少年雇用情報(平均勤続年数や研修の有無と内容といった就労実態等の職場情報)の提供制度について、事業所、学校等への周知、啓発をあらゆる機会を捉えて実施する。

○労働法制の知識の付与

- 職業生活に必要な労働法制の基礎的知識の重要性について、中学校・高校等に対し、要望により講師派遣を実施し、積極的に周知啓発を行う。

(2) 若年者(フリーター等)に対する就職支援**■わかもの支援コーナー・窓口による就職支援**

- 不安定就労期間の長期化や職業知識・経験等の不足により、就職活動に課題や不安を抱える若者に対して、「わかもの支援コーナー・窓口」において、個別担当者制による対象者一人ひとりの態様に応じたきめ細かな就職支援を実施する。

【わかもの支援コーナー(ハローワークジョブセンターほんまち)の支援状況】

	新規求職者(34歳以下)	正社員就職件数	就職率
令和4年4～9月	185	96	51.9%
前年同期比	-1.6%	15.7%	7.8p

【わかもの支援窓口(四万十・いの)の支援状況】

	新規求職者(34歳以下)	正社員就職件数	就職率
令和4年4～9月	140	53	37.9%
前年同期比	-11.4%	-42.4%	-20.3p

令和5年度ハローワーク評価重点指標	目標割合	実績値 (4～9月)
わかものハローワーク等を利用して就職したフリーター等のうち正社員として就職した者の割合	65.0%	55.2%

下半期の取組**○正社員就職の推進**

- 若者の正社員就職の実現を図るため、「正社員就職強化月間」を設定し、新卒応援ハローワークを中心に、集中的な若者向け面接会・セミナー等を実施する(2月)。
- 県内企業の若年者の確保と定着という課題解消に向け、関係機関・団体が連携し各種取組を推進するため、「新卒者等人材確保推進本部会議」を開催する(2月)。

○若年求職者の取込強化

- 若年求職者の取り込みを強化するため、SNS等を活用した情報発信を強化する。
- ジョブカフェこうちと連携して、高知市内大型ショッピングモール内イベントスペースにて、わかもの支援コーナーを中心としたハローワーク出張相談を実施し、施設の利用周知及び若年求職者の取込を図る(1月)。

5 就職氷河期世代活躍支援プランの実施**■就職氷河期世代に対する「就職氷河期世代専門窓口」での集中的な支援****目的**

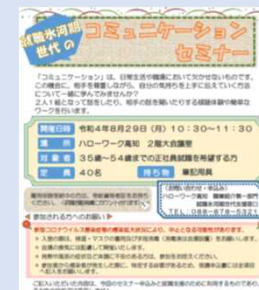
就職氷河期世代の不安定就労者等に対する支援窓口として、ハローワーク高知に専門コーナーを設置。生活設計から就職後の職場定着まで、専門担当者のチーム制による伴走型支援を実施。

主な対象者

概ね35歳以上55歳未満で不安定な就労状態にある者等

主な支援メニュー

- 担当者制による個別支援
- 就職氷河期世代向け求人等を活用した職業紹介
- 応募書類対策、面接対策
- 就職後の職場定着支援
- ハロートレーニング(公的職業訓練)の受講あっせん
- 各種セミナー、面接会等の実施 等
- 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の活用による正社員就職の推進



令和5年度ハローワーク評価重点指標	目標数	実績値 (4-8月)	進捗割合
就職氷河期世代の正社員就職件数	782件以上	349件	44.6%

下半期の取組**○就職氷河期世代の正規雇用化の促進**

- 就職氷河期世代対象就職相談会を開催する(10月24日及び2月)。
- コーナーの企画運営によるセミナー・面接会を開催する。

○こうち就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおける取組の推進

- 労働局、高知県、各経済・労働団体等で構成する「こうち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において、就職氷河期世代に対する地域一体となった支援を促進する。

○就職氷河期世代対象求人確保

- 就職支援コーディネーターによる就職氷河期世代限定・歓迎求人の開拓及び求職者ニーズに応じた求人開拓による求人確保を行う。

○地方公共団体と連携した幅広い支援

- 地方公共団体の実施する「就職氷河期世代支援加速化交付金事業」との連携。
- 就労体験を通じて職業に対する理解を深める「職場実習・体験(インターンシップ)」などを行う。

6 女性、外国人、障害者、高齢者等の多様な人材の活躍促進

(1) 女性の活躍促進

① 女性のライフステージに対応した活躍支援

- ・ ハローワーク高知にマザーズコーナーを設置し、個別担当者制によるきめ細かな職業相談を行う中で、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、早期就職を目指した就職支援を実施。



マザーズコーナーにおける個別担当者制による支援状況

【令和5年度4～9月の取組状況】

対象者目標数	対象者実績	達成率	就職目標数	就職実績	達成率
184	185	100.5%	175	194	110.9%

令和5年度ハローワーク評価重点指標	目標数	実績値 (4-9月)	目標に対する 実績比
マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	95.1%以上	104.9%	9.8P

② 母子家庭の母等の雇用対策の推進

- ・ 各自治体のひとり親を支援する担当部署や生活保護・児童扶養手当の担当部署等と連携のもと、県内ハローワークにおいて就職支援を実施。

県内ハローワークにおける母子家庭の母等ひとり親等の支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和5年4～9月	733	274	37.4%
前年同期比	▲7.1%	0.7%	2.9p

下半期の取組

- ・ 個別担当者制による就職支援の実施、仕事と子育ての両立しやすい求人 の充実・確保を行う。
- ・ オンライン職業相談、オンラインセミナー等の積極的活用を行う。
- ・ 子ども連れでも安心して利用できる専門施設としての周知の推進を図る。
- ・ 潜在的求職者の利用拡大を図るため、NPO等との連携、積極的な取材受入れによるメディア利用やSNS等の活用など、周知・広報の更なる推進を図る。
- ・ 高知県等が主催する女性の就業拡大イベントとの連携を実施する。
- ・ 働くことを希望する女性をサポートするため、「高知家の女性しごと応援室」と連携する。

(2) 外国人材の活躍促進

① 外国人材の就業推進

各ハローワークにおけるきめ細かな職業相談等による就職支援の実施。

② 外国人労働者の就業改善の推進

労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出の履行徹底を図るとともに、外国人労働者雇用管理指針の啓発のため、事業所訪問を計画的・機動的に実施。

また、外国人労働者問題啓発月間(6月)においては、関係機関と連携の上、周知・啓発活動を集中的に実施。

外国人に対する県内ハローワークの支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和5年4～9月	69	16	23.2%
前年同期比	4.5%	▲15.8%	▲5.6p

下半期の取組

- ・ 国内での就職を希望する外国人に対し、きめ細かな職業相談・職業紹介の実施する。
- ・ 計画的な事業所訪問による、適切な雇用管理の助言、指導を実施する。

○ 地域の雇用開発促進

地域の雇用対策を促進するため、下記の地域等において、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して地域雇用開発助成金による助成を行っている。

① 地域雇用開発促進法第5条第5項の規定に基づく地域雇用開発の促進に関する計画の同意

(同意雇用開発促進地域)

同意雇用開発促進地域(1)

・ 指定期間 令和4年9月1日から令和7年8月31日までの3年間

・ 指定地域 ハローワークの 土佐市、いの町、日高村

ハローワーク須崎 須崎市、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、津野町、四万十町

同意雇用開発促進地域(2)

・ 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

・ 指定地域 香美出張所 香南市、香美市

② 雇用保険法施行規則第112条第2項 第1号イ(2)に基づく指定(過疎等雇用改善地域)

・ 指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

・ 指定地域 宿毛市(沖ノ島 鶴来島の区域)、いの町

③ 地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例

④ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)寄附事業主に対する特例

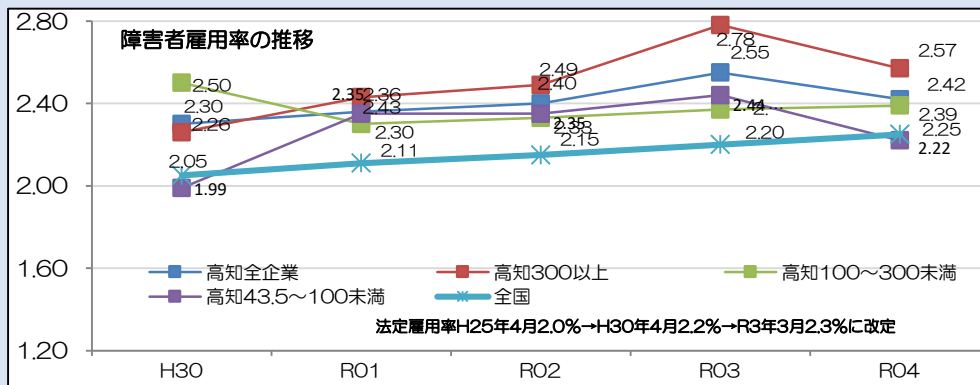
(3) 障害者等の活躍促進

① 企業に対する指導・支援

- ・ 令和4年6月1日現在の障害者の雇用状況は、民間企業実雇用率2.42% (対前年比0.13P減少)、法定雇用率達成企業割合62.3% (同1.1P増加)
- ・ 障害者雇用ゼロ企業や障害者雇用に係るノウハウを有さない企業に対し、企業向けチーム支援の体制整備や職場実習推進事業等を実施。

② 公務部門における障害者雇用

- ・ 法定雇用率達成を図るため、障害者雇用に関する理解の促進を第一に、地方公共団体に対し訪問指導等を実施。



③ 障害者に対する支援

- ・ 個々の障害者の障害特性や就労ニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介、個別求人開拓など、ハローワークを中心とした「チーム支援」を実施。

	新規求職者数	就職件数	チーム支援	
			対象者数	就職件数
令和5年4~9月	722	361	265	94
前年同期比	4.18%	6.49%	▲28.8%	▲21.7%

令和5年度ハローワーク評価重点指標	目標数	実績値 (4-9月)	進捗割合
障害者の就職件数	680件以上	361件	53.1%

下半期の取組

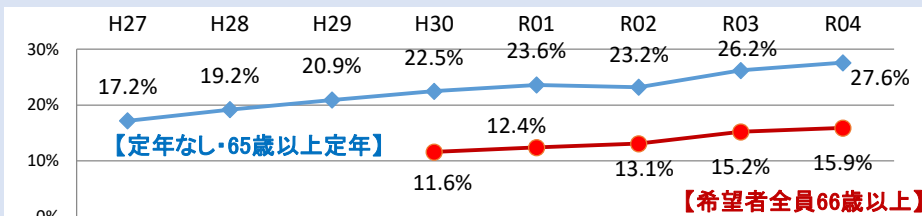
- ・ 法定雇用率の段階的引上げ及び除外率の引下げに向けた周知を実施する。
- ・ 法定雇用率未達成の企業に対し、企業向けチーム支援等を実施するほか、障害者雇用の阻害要因に応じた指導・支援を実施する。
- ・ 公務部門における障害者雇用の計画的な推進への支援を実施する。
- ・ 関係機関との連携による精神・発達障害者等に対する的確な職業紹介を行う。

(4) 高齢者の就労推進

① 高齢者雇用確保措置の状況【令和4年6月1日現在】

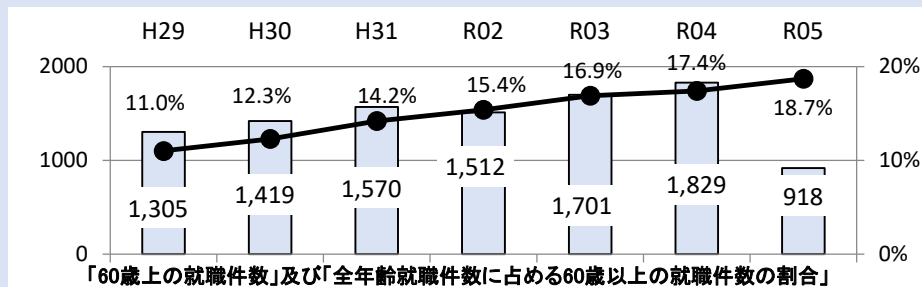
(令和3年度より21人以上規模企業)

- ・ 雇用確保措置実施企業の割合 99.9% (前年比±0P)
- ・ 「定年制なし」及び「65歳以上定年企業」の割合 27.6%
- ・ 「希望者全員が66歳以上まで働ける企業」の割合 15.9%



② 高齢者の再就職支援 (令和5年4月~9月の60歳以上の状況)

- ・ 新規求職者 4,343人 (前年同期比10.2%増) うち65歳以上2,558人
- ・ 就職件数 918件 (前年同期比15.0%増) うち65歳以上 459件



③ 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

- ・ 地域の実情に応じた就業機会を確保するため、シルバー人材センター連合と連携した周知啓発を実施。

令和5年度ハローワーク評価重点指標	目標数	実績値 (4-9月)	進捗割合
生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	213件以上	200件	93.9%

下半期の取組

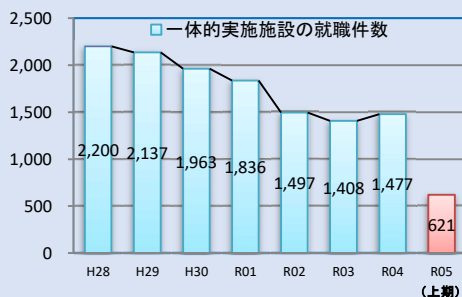
- ・ 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が令和3年4月1日に改正され、65歳を超える定年や継続雇用制度等の導入等、70歳までの就業機会の確保について、積極的な周知・啓発を実施する。
- ・ 高齢者求職者 (特に65歳以上) の就職支援に特化した「生涯現役支援窓口」における支援の充実強化を行う。

7 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進

地方公共団体(高知県等)との雇用対策協定やハローワークと基礎自治体との連携を通じ、それぞれの強みを発揮して、一体となった雇用対策を進めることで、地域住民サービスの更なる強化に取り組んでいる。

一体的実施事業の展開

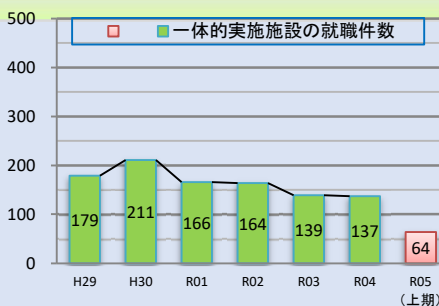
- 基礎自治体の庁舎等に常設窓口を設置
- 完全予約制・担当者制で国の職員が対応
- 生活保護受給者等、若年者等に対して、基礎自治体の雇用支援事業や福祉から就労までの一体的支援等を展開



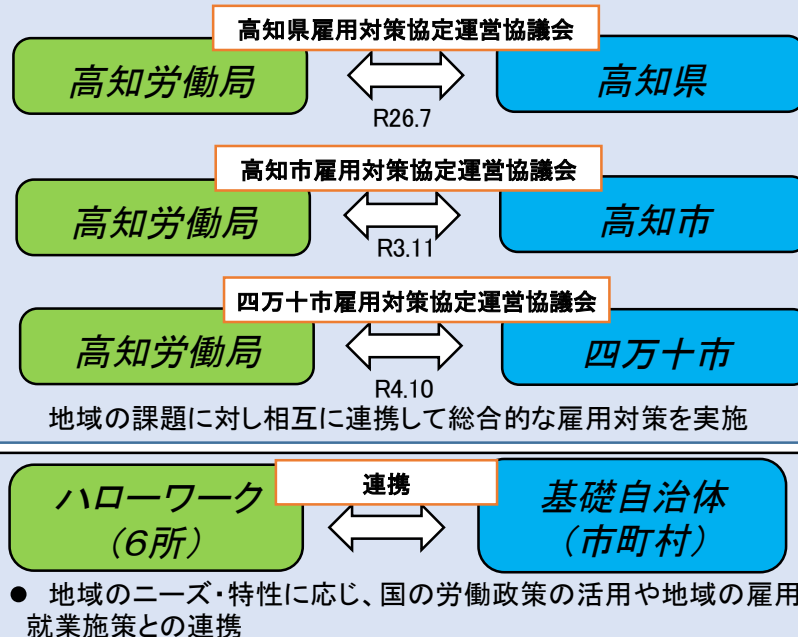
【一般求職者対応型】(高知県)

- ・ジョブセンターほんまち
開庁延長(月・木)10:00~19:00
土曜開庁(第2・4)10:00~17:00
- ・若者相談コーナー(ジョブカフェ併設)
平日 10:00~18:00

【生活保護受給者等対応型(高知市)】



高知県内の雇用対策協定の締結状況



就職面接会等の共同開催(地域の業界団体等とも連携)

- 就職面接会(若年者、高齢者、障害者)
- 福祉・保育のツアー型面接会
- 求職者向けセミナー
- 基礎自治体窓口への出張相談
- 基礎自治体からの事業所情報に基づく、求人開拓の実施
- 障害者の職業生活を含めた就職支援(チーム支援)

運営協議会の開催状況



求人情報オンライン提供

自治体の求めに応じ、ハローワーク求人情報を提供

高知県・高知市・南国市・土佐市・香南市・香美市
津野町・四万十町・県立技術学校(高知・中村)

生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者を含む生活困窮者等の就労支援の充実・強化を図るため、基礎自治体と連携を図りながら、担当制による個別支援や定期的な巡回相談などを実施

令和5年度ハローワーク評価重点指標	目標就職率	実績値(4-9月)	前年同期比
生保事業の支援を受けて就職した者の就職率	64.6%以上	64.7%	2.9P

労働力需給調整の現状

1 労働者派遣事業

管内の派遣事業所は105所であり、うち2所は特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業である。特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減に直面しており、人材確保に特に支援が必要な地域として知事が判断すると、市町村や国の財政支援が受けられることから、10地域ほどが設立認可を検討している。認定されると、労働者派遣事業の届出も必要となることから、今後、派遣事業所数の増加が見込まれる。

2 職業紹介事業

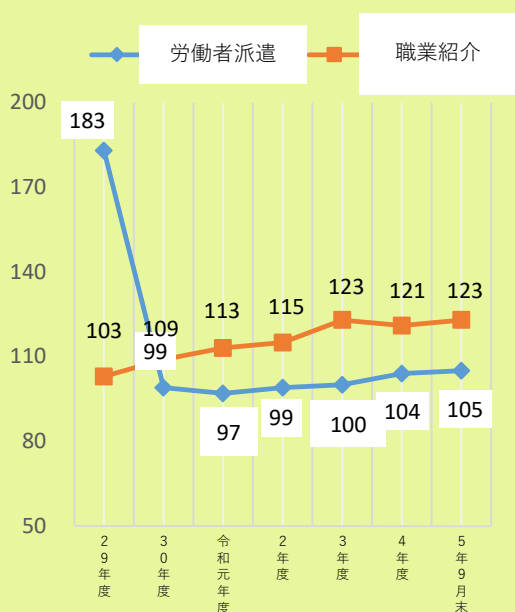
管内の有料職業紹介事業所は50所、無料職業紹介事業所は18所、特別の法人無料職業紹介事業所22所、特定地方公共団体無料職業紹介事業所33所であり、労働者派遣事業と兼業している事業所が23所ある。

3 募集情報等提供事業

職業安定法の改正により令和4年10月1日から、募集情報等提供事業者のうち労働者になるうとする者に関する情報を収集して募集情報等提供を行う事業者については、特定募集情報等提供事業の届出をする必要がある。管内で対象となる事業所は、現在5社である。

民間人材ビジネスの動向および指導監督の実施状況

1 事業所数の推移（高知局管内）



(注)平成27年改正労働者派遣法により、全ての労働者派遣事業が平成30年9月30日から許可制に一本化された。(経過措置により、改正前から届出により特定労働者派遣事業を営む者は、平成30年9月29日まで引き続き当該事業を行うことが可能。)

個別指導監督（令和5年4月～令和5年9月実績）

	実施事業所数		是正指導率
	実績	前年同期比	
労働者派遣事業	65	162.5%	43.1%
職業紹介事業	18	75.0%	88.9%

下半期の取組

- 平成27年改正労働者派遣法に基づく、雇用安定確保措置等の履行確保に重点を置いた指導監督を実施する。
- 平成30年改正労働者派遣法に基づく同一労働同一賃金の適正な履行確保のため、労使協定の内容確認等による集中的指導監督等を実施する。
- 説明会・個別相談会等による派遣・請負等の周知を実施する。
- いわゆる偽装請負、多重派遣に対して厳正な指導監督を実施する。
- 職業紹介事業者に対し、平成29年改正職業安定法の履行確保に重点をおいて指導監督を実施する。
- 特定募集情報等提供事業の届出等について周知を実施する。
- 申告・苦情への迅速な対応を実施する。

重点対策取組状況

第1 電子申請の利用促進

様々な機会を通じ、電子申請の周知・指導の推進

電子申請体験コーナーを設置し、積極的に活用する。また、手続き件数の大部分を占める年度更新手続きを中心に電子申請の利用を積極的に勧奨する。

第2 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

令和2年度から「新高知労働局労働保険適用促進5か年計画」に基づき推進

1 未手続事業の把握、加入促進

厚生労働本省、労働局・監督署・安定所、関係行政機関等と連携した未手続事業を実施する。また、度重なる指導にもかかわらず成立手続を行わない事業主には、職権成立の措置を講じる。

2 労働保険制度の周知広報

未手続事業の解消に当たり、広く労働保険制度を周知し、自主成立を促す。

第3 労働保険料等の適正徴収

適正な申告納付の周知及び実行ある滞納整理の実施

労働保険年度更新の円滑な運営や口座振替納付の利用勧奨、滞納事業場に対する納付督促・滞納処分、効果的な労働保険料算定基礎調査の実施等により、適正徴収に努める。

未納保険料について、効率的かつ効果的な滞納整理を実施する。

下半期の取組

第1 電子申請の利用促進

引き続き各種機会を利用し、電子申請の周知・指導の推進に努める。また、次年度労働保険料の口座振替申込期限(R6年2月)に併せ、労働保険料の口座振替と電子申請の利用勧奨を行う。

第2 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

引き続き、未手続事業の的確な把握、効果的な加入勧奨、積極的な職権成立を推進する。

11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と位置付け、高知労働局HP及びその他広報誌等への記事掲載、事業主団体・地方公共団体等への協力依頼など、広報活動を集中的に展開する。

第3 労働保険料等の適正徴収

未納事業場に対して督促状を発送し、指定期日を超えても納付の無い事業場に対しては、財産調査・差押え等の強制措置を念頭に置いた滞納整理を推進する。

11月以降、労働保険料算定基礎調査を実施し、適正な労働保険料の徴収に努める。

主要手続きにおける電子申請件数（R5年9月末）

	手続件数	うち電子申請件数	電子申請利用率
4年度	16,182件	1,898件	11.7%
4年度9月末	14,768件	1,652件	11.2%
5年度9月末	14,675件	2,174件	14.8%
5年度末	目標：前年度件数以上		

未手続事業一掃対策の推進状況（R5年9月末）

	成立目標件数 (年間)	成立件数	進捗率
4年度	312件	379件	121.47%
4年度9月末	312件	121件	38.78%
5年度9月末	312件	132件	42.30%
5年度末	成立目標件数：312件以上		

労働保険料 徴収決定及び収納状況（R5年9月末）

	徴収決定額	収納済み額	収納率	全国平均
4年度	115億9百万円	114億5百万円	99.10%	99.12%
4年度9月末	113億29百万円	54億55百万円	48.15%	43.66%
5年度9月末	141億65百万円	68億87百万円	48.62%	43.84%
5年度末	目標：収納率全国平均以上			

労働保険事務組合への委託状況（令和4年度末）

全適用事業場数 20,995事業場	
個別事業場 12,849 (61.2%)	委託事業場 8,146 (38.8%) (事務組合数 94組合)

新型コロナウイルス感染症の雇用への影響を踏まえた総合労働行政機関としての施策の推進

【主な支援策】

- ・ 特別労働相談窓口等の開設

< 助成金制度 >

- ・ 雇用調整助成金特例措置
- ・ 産業雇用安定助成金
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度
- ・ 小学校休業等対応助成金・支援金
- ・ 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

【新型コロナウイルス感染症に対応した助成金等の給付状況】

▽職業安定部（ハローワーク）関係給付

① 雇用調整助成金等の状況（令和2年2月14日～令和5年9月30日現在）

支給申請書受理	29,861件	支給決定件数	29,499件		
・ 雇用調整助成金	支給申請 22,351件	支給決定 22,155件	支給金額 14,843,498千円		
・ 緊急雇用安定助成金	支給申請 7,510件	支給決定 7,344件	支給金額 1,283,185千円		

② 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の状況（令和2年7月10日～令和5年9月30日現在）

申請件数	12,046件	支給決定件数	10,449件	支給金額	629,134千円
------	---------	--------	---------	------	-----------

▽雇用環境・均等室関係給付（令和5年度9月末）

- ・ 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応助成金（令和3年8月～令和5年9月30日）

申請受理1,950件 支給決定件数1,919件（不支給6件、取下げ25件 全件処理済み） 累計支給額 234,013千円

- ・ 介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）

申請受理2件（R5:0、R4:0、R3:0、R2:2） 支給決定件数2件（R5:0、R4:0、R3:0、R2:2） 累計支給額 900千円

- ・ 育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）

申請受理14件（R5:3、R4:0、R3:11） 支給決定件数14件（R5:3、R4:0、R3:11） 累計支給額 150千円

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

申請受理8件（R5:0、R4:1、R3:7） 支給決定件数8件（R5:0、R4:2、R3:6） 累計支給額 1,200千円

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

申請受理25件（R5:0、R4:4、R3:8、R2:13） 支給決定件数22件（R5:1、R4:3、R3:9、R2:9） 累計支給額 8,985千円

えるぼし認定 (女性の活躍促進のための取組が優良な企業)

プラチナえるぼし (えるぼし認定を受けた企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組が特に優良である企業)



(学)平成学園
幼稚園

えるぼし (3つ星:実績にかかる基準のうち5つの項目を全て満たしている)



(株)高知銀行
銀行

(株)あさの
食料品製造業

(株)Yell Pharmacy
医薬品小売業

(株)西日本セイムス
医薬品・化粧品小売業

(株)幸
老人福祉・介護事業

えるぼし (2つ星:実績にかかる基準のうち3つ又は4つの項目を満たしている)



(株)四国銀行
銀行

高知信用金庫
中小企業等金融業

くるみん認定 (仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる企業)

プラチナくるみん (くるみん認定またはトライくるみん認定を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業)



(株)高知銀行
銀行

(株)インターナカツ
小売業

(株)四国銀行
銀行

くるみん



(特医)仁生会
病院
新進建設(株)
建設業
(医)尚志会
病院
井上石灰工業(株)
土石製品製造業

(株)ウイル
小売業
国立大学法人高知大学
高等教育機関
(学)平成学園
幼稚園
幡多信用金庫
中小企業等金融業

(株)高南メディカル
配達飲食サービス業
(医)旦龍会
病院
(医)恕泉会
病院
明星産商(株)
医薬品・化粧品等の製造販売業

(医)仁栄会
病院
土佐清水食品(株)
食料品製造業
(医)治久会
病院
(株)西日本セイムス
医薬品・化粧品小売業

(株)山崎技研
機械製造業
(社)尽心会
障害者福祉事業
(有)まつだ寝具店
卸売業

(株)サンシャインチェーン本部
小売業
(社)CIJ福祉会
老人福祉・介護事業
福原建設(株)
建設業

ユースエール認定 (若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業)



(株)ミロク製作所
銃関連製品製造・販売業
(株)技研施工
建設業

タイム技研高知(株)
水関連制御部品製造業
湯浅建設(株)
建設業

高大建設(株)
建設業
フソー化成(株)
印刷業

金星製紙(株)
不織布製造業
植田興業(株)
建設業

高陽開発(株)
建設業
明治建設(有)
建設業

もにす認定

(障害者雇用に関する取組が優良な中小企業)



エフピコダックス(株)
プラスチック製品製造業
タイム技研高知(株)
水関連制御部品製造業